

1 食費・居住費

(1) 介護保険負担限度額認定者以外の方

料金の種類	日額
食事の提供に要する費用	1,392円
居住に要する費用	2,006円

(2) 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	日額	
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者	300円
	第2段階認定者	390円
	第3段階認定者	650円
居住に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者	820円
	第2段階認定者	820円
	第3段階認定者	1,310円

2 ユニット型介護福祉施設サービス費

(1) ユニット型介護福祉施設サービス費基本部分

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたり単位数	638	705	778	846	913

(2) ユニット型介護福祉施設サービス費加算部分

加算名	単位数	加算条件
初期加算	30/日	入所から30日間を限度とする
入院・外泊時費用	246/日	初日・終日を除き6日を限度とする
個別機能訓練加算	12/日	入居者毎に個別機能訓練計画を作成の上、機能訓練を実施
看護体制加算 (I) 口	4/日	常勤の看護師を1名以上配置
看護体制加算 (II) 口	8/日	基準より看護職員を1名以上配置
口腔機能衛生管理体制加算	30/月	歯科医師等の技術的助言・指導に基づく口腔ケア計画
口腔衛生管理加算	90/月	歯科衛生士により口腔ケアを月に2回以上、技術的助言・指導、相談等に対応
看取り介護加算	80/日	30日～4日前
看取り介護加算	680/日	死亡日の前日及び前々日
看取り介護加算	1280/日	死亡日
日常生活継続支援加算	46/日	重度要介護者に対する体制
サービス提供体制加算 (I) イ	18/日	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上
サービス提供体制加算 (I) ロ	12/日	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上
サービス提供体制加算 II	6/日	介護職員総数のうち常勤職員の占める割合が100分の75以上

サービス提供体制加算Ⅲ	6/日	入居者に直接提供する職員の総数の内、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上
栄養マネジメント加算	14/日	栄養計画に基づいた栄養管理
低栄養リスク改善加算	300/月	新規入所時又は再入所時のみ算定、低栄養リスク高、計画策定・同意、週5回以上観察、6か月以内の期間に限る
再入所時栄養連携加算	400/回	入院し、入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合、医療機関と管理栄養士が連携、1回限り
療養食加算	6/回	1食1回として療養食の提供
排泄支援加算	100/月	他職種協働で排泄支援計画を策定し実施、排尿又は排便が一部介助又は全介助の入居者対象、医師・看護師が判断、6か月以内
褥瘡マネジメント加算	10/月	褥瘡ケア計画策定、3か月に1回の計画の見直し・評価
退所時相談援助加算	400/1回	入居及び家族に対し退居後の相談援助を行い、市町村及び地域包括支援センター等に対し必要な情報を提供した場合（1回を限度）
退所前連携加算	500/1回	居宅介護支援事業者と退居前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
退所前訪問相談援助加算	460/1回	家庭復帰のために訪問相談援助をした場合（入居中最高2回を限度）
退所後訪問相談援助加算	460/1回	家庭復帰のために訪問相談援助をした場合（退居後1回を限度）
若年性認知症受入加算	120/日	若年性認知症の方を受け入れ、個別の担当者を定め当該利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合
経口維持加算（Ⅰ）	400/月	医師の指示を受けた管理栄養士が経口維持計画を作成し、継続して経口による食事摂取を進める
経口維持加算（Ⅱ）	100/月	多種多様な意見に基づく質の高い経口維持計画を策定した場合
夜勤職員配置加算（Ⅱ）ロ	18/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が1以上上回っている状態

介護職員処遇改善加算 I	合計単位数 × 8.3%	
地域加算（太田市） 7級地		1単位 = 10,14円
特定処遇改善加算 I	合計単位数 × 2.7%	介護職員処遇改善加算を除く合計単位数

### 3 その他の費用

料金の種類	金額	備考
電気代：冷蔵庫	30円/日	
電気代：家電（テレビ・ラジオ・電気毛布・加湿器等）	20円/日	1点につき 支払
理美容代	実費	外部業者
小口現金等預り金管理費	1,000円/月	
特別な食事の費用	実費（入居者の希望による）	
行事等参加費	実費（利用者のご希望による参加）	